

書評

第5章では、援助計画（処遇方針）の策定にあたっての基本的な視点を述べた上で、実際の相談・援助活動の方法を、高齢者、子ども、ホームレスなどの相談援助事例を取り上げ、援助の展開・ポイントが要領よくまとめられていて、福祉事務所の生活保護担当者のみならず、MSWやPSW、ケアワーカー、ケアマネジャーなどにも参考になるものと思われる。

さらに第6章では、公的扶助のお仕着せのテキストではほとんど取り上げていない不服申し立て制度と訴訟に関して、生活保護裁判連絡会の活動の成果と教訓を生かして詳しく論述している。この間社会福祉改革の総仕上げとしての生活保護改革に関する検討が、社会保障審議会の生活保護制度のあり方に関する専門委員会で行われているが、その議論の中でも生活保護裁判の動向は色濃く反映されており、生活保護をより国民生活の安定のために改革するうえで、本書のような視点はもっと強調されてよい。

専門委員会報告でも、いろいろな問題を含みながらも生活保護制度を「入りやすく自立しやすい制度へ」という方向で議論され、貧困者の問題を社会的排除の問題としてもとらえ、地域社会への参加や労働市場への再挑戦を可能とするための「ばね」としての役割を持たせるとしているが、いわばその筋道を理論的実践的に本書は解明していて、時機を得た出版であるといえる。

最後に、通読してやや気になった点は、表題が「公的扶助論」とそっけなく、もっと貧困研究をベースにしたものであることが分かるような工夫がほしかったこと、絶対的貧困にある人々の性格を規定する「社会制度から遠ざかり排除される人々」という表現の「遠ざかり」が、あたかも自ら健康保険や年金から主体的に遠ざかっていってしまうようなニュアンスに受け止められかねないように思ったことである。

ともあれ、公的扶助に携わる実践者や貧困研究や社会保障を学ぶ学生、院生、研究者はもとより、労働組合活動家や市民運動活動家など、「人にやさしく公平な社会」を望む市民・勤労者に広く読んでいただきたい好著である。

（2004年6月・菅出版刊・2600円）

（すぎむら ひろし・法政大学現代福祉学部教授）



柴山恵美子・中曽根佐織編著

『EUの男女均等政策』

川口 和子

昨年、中、東欧など10カ国が新たに加わって加盟25カ国に拡大した欧州連合（EU）は、欧州統合の基本理念、行動指針となるEU憲法（創案は2003年6月公表）の採択に向けて、加盟各国の討議をすすめている。

戦前、戦後の対立と分断の歴史を乗り越え、平和、人権、非差別、連帯による4億5000万人の「市民参加型大欧州」をめざすとするこの憲法草案の内容と今後の動向は、EU加盟国に止まらず21世紀を歩み始めた世界各国が関心を寄せており、それは人口の半分を占める女性の男女平等実現の課題にとっても注目される。

こうした時期に刊行された本書は、同編著者による姉妹篇『EU男女均等法・判例集』と併せて、この期待に応える学術的好著である。

- 第1章 データにみる欧州女性の姿
- 第2章 EU創設と欧州の女性たち
- 第3章 EUの制度と男女平等を担うEU諸機関
- 第4章 男女均等待遇原則に関する指令の展開（Ⅰ）
「形式的平等」から「結果の平等」へ
- 第5章 男女均等待遇原則に関する指令の展開（Ⅱ）
男女労働者の安全と健康および職業と家庭生活の調和をめざして

以上の構成による本書の概要は、まず第1章で欧州女性の現状と変化の諸特徴を概観する。第2章では、戦後の欧州統合のプロセスと、その理念と条約等法体系の進展を、①EECからECへ、②EU創設、③EU拡大、と3段階で詳細に解明する。そして市場の統合から今日の経済・通貨、政治、外交・安全保

障等全般の国境を越えた統合に至る歩みが、市民生活、とくに女性にどのような関わりを持つものであったかを、「ローマ条約と男女平等の原則」とその後の発展(上記①)、「マーストリヒト条約批准と欧州女性の立場」「連合市民権の確立」(上記②)、「EU憲法(草案)と男女平等政策」(上記③)等、前進のプロセスとして具体的に検証している。

第3章は、EUの機構について、市民に直結している「欧州議会」、最高意志決定機関である「閣僚理事会」、加盟各国委員とスタッフで構成される行政執行機関の「欧州委員会」を始め、各種機関とその役割を女性の権利獲得問題との係わりも含めて解説する。併せて「欧州議会」「欧州委員会」への女性委員の参画の歩みとEU創設後の女性たちの取組み、その到達でもある「欧州委員会」が自らに課したポジティブアクション・プログラム等が熱く語られている。

そして第4章、第5章は、男女均等待遇に関する諸指令について検証し、欧州共同体における男女均等政策の発展の軌跡をあとづけている。「指令」とは、1次立法である、EEC、EC等の条約によって欧州議会、欧州理事会、欧州委員会に与えられた法令制定権により発令される派生的立法で、加盟国に対する拘束力は「規則」ほど直接的ではないが、「男女均等待遇に限っては、指令がもっとも実効性を発揮した」。第4章では75年～80年代のEEC条約下の「賃金」「雇用職業」「社会保障」「職域社会保障」「自営業」における均等原則の諸指令を中心に解説し、その時代背景として75年「国連、国際女性年」を契機とするグローバル・フェミニズムの台頭とその影響にも触れている。第5章では90年～2000年のEC下の「産前産後の安全と健康」「改正・労働時間編成」「育児両親休暇」「性差別訴訟における举证責任」「パート労働」に関する諸指令をとりあげ、すでに70年代から取り組まれてきたこれらのテーマが、国際女性年以降の「画期的な国際文書・法規をインパクト」にした「積極的な取組みの結実」として、男女均等政策の理念と内容をより豊かなものにしたことが示されている。同時にこれらEU指令の幾つかはILOの国際労働基準を上回っており、今日、EUの均等待遇原則指令は、国連やILOの諸条約・勧告に「影響を与えられたばかりでなく、逆に影響を与える関係

に発展した」として、具体的に比較、指摘していることは注目に値する。

最近では日本の男女平等要求と運動においても、国連やILOの諸条約と併せて、むしろこれらには無いEUの「性差別訴訟における举证責任指令」等が関心を集めている。筆者も「自営業における均等原則指令」については本書で初めて知った。女性問題や労働問題に係わる研究者や労働者、女性に、本書は多くの示唆を与えるであろう。

なお本書は男女均等政策を軸としながらも、欧州統合の歩みをふくめたその歴史的経過、および政策の決定、行政、司法を担う機構など、タテ、ヨコの背景や土台にも広い視野と目配りがされていることがすぐれた特徴であろう。これらの解説もわかりやすく、21世紀国際社会に大きな影響力を持つであろうEUの概要を知るうえでも参考になろう。

(2004年4月・日本評論社刊・3000円)

(かわぐち かずこ・理事)

板垣保遺稿・追悼集編集委員会編

板垣保 『検証 労働運動半世紀』

鹿田 勝一

毎日新聞記者で生涯労働ジャーナリストの道を歩んだ板垣保氏の51年にわたる論文遺稿集で第1部を構成し、板垣氏と交流の深かったジャーナリストなど多彩な人々による寄稿で第2部を編集した遺稿・追悼集である。

第1部の論文編は「米軍占領下の労働運動と総評運動の始まり」「春闘の変遷」「労働戦線の再編と統一」の3部で構成。著作総点数1103稿から40編を収録している。「占領下の労働運動」では、著作一覧の最初に記録された1949年の『自由労働者の闘争報告』で失業者の求職闘争や解雇撤回など自由労働者と労働組合との共同闘争が紹介され、現在の雇用闘争にも参考になる。さらに戦後の賃金論に大きな影響を与えた電産闘争では、経営側が産別単一闘争の解体を狙い、会社別交渉に移行させた経緯などを紹介し、